

## 羽幌町議会議員新型コロナウイルス感染症の公表に関する基本指針

羽幌町議会議員が、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に感染したことが判明した場合（以下「感染者」という。）における情報の公表に関する基本指針を、次のとおり定める。なお、本指針は、感染症の発生状況並びに感染症による人権への影響等を踏まえ、適宜見直すものとする。

### 1 公表の目的

羽幌町議会議員が自主的に情報を提供することにより、羽幌町内における新型コロナウイルスの感染拡大防止、感染症による個人及び社会に与える影響を最小限にとどめ、町民の安全・安心な生活の維持に寄与することを目的とする。

### 2 公表の対象

羽幌町議会議員が感染者となった場合

### 3 公表する情報

公表する内容は、次に掲げる情報のうち、感染者又はその家族等から情報提供があり、かつ公表の同意を得られたものとする。

- (1) 人数
- (2) 陽性判明日
- (3) 現在の状況
- (4) 議会活動等の履歴（陽性判明日を含む前2週間の活動等履歴）
- (5) 公衆衛生上の対策（消毒の実施等）
- (6) その他、特に必要と認められる情報

### 4 公表の方法

次の方法により速やかに公表する。

- (1) 羽幌町ホームページ

### 5 その他

- (1) 公表にあたっては、感染者及び濃厚接触者並びにその家族等（以下「感染者等」という。）の個人情報、人権等の保護に努めるとともに、町民の不安をいたずらに増大することにつながらないように、最大限配慮する。
- (2) 公表に併せ町民に対し、感染者等への感染症を理由とする不当な扱い、いやがらせ、差別や偏見につながる行動を取ることのないよう、人権等に配慮した冷静な対応を要請する。

- (3) 本指針により知り得た個人情報は、個人情報保護に関する法令等に従い厳重に管理するものとする。
- (4) 感染状況等情勢が変化した場合は、本指針に基づく公表を停止することができるものとする。

#### 附 則

この指針は、令和3年7月12日から施行する。